

基金情報

No. 46

平成17年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.Glskkn.Com>

平成17年度・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	249	0	年金掛金	調定額(円) 968,472,112 収納額(円) 963,159,804 収納率 99.45%	
加入員数(人)	男子	5,466	-14	事務費掛金調定額(円)	43,292,862
	女子	2,269	-12		
	計	7,735	-26		
平均標準給与月額(円)	男子	346,604	31	資産運用	信託資産額 323億373万円 修正総合利回り 9.43% ベンチマーク差 1.22%
	女子	226,110	259		
	計	311,258	166		
受給者数(人)	5,581	2	慶弔金	51件 87万円	
平均年金額(円)	451,098	953	保養所利用者数	1,685人	

委員会(11/11) 運用の見直し等を審議

上半期の事業実施状況を検証

11月11日の委員会は、財政運営委員会と年金資産運用委員会が合同で行われました。

委員会では、まず、平成17年度における新たな事業運営の実施事項や変更事項などについて、その実施結果の報告・審議が行われました。

平成17年度においては、給付減額や掛金率の変更、資産運用の見直しなどが行われていますが、それらはいずれも適切・円滑な実施状況にあるものと窺われています。

それらの成果・検証結果については、給付減額に関しては国の年金(代行部分)の給付水準の引下げも加わり年金額の通減が見られ、掛金率の変更に関しては免除料率(代行部分料率)や特別掛金率の引上げによる掛金収入の伸びが見られるなど年金財政には良き方向結果が表れているものと窺われています。

また、資産運用の見直しに関しても、株式市場の高騰の中で国内債券の収益率がマイナスの状況にはありますが、全体の資産運用の収益率は超過収益を得られる現状にあり、委員会での効率的な運用への重なる見直し・対応の成果が表れているものと窺われています。

*これら実施状況の概要は、10月号を参照ください。

保養所売却・ポータビリティの対応を了承

保養所の一般媒介契約を締結

平成17年9月12日の代議員会にて議決されました保養所の売却に係る一般媒介契約については、平成17年10月14日に関連信託銀行を介して次の不動産会社と締結したことに了承されました。

媒介価額(総額)は夫々8,250万円にて契約をしています。

- ダイヤサービス株式会社
(りそな銀行不動産業務提携会社)
- みずほ信託不動産販売株式会社
(みずほ信託銀行グループ)
- 中央三井住宅販売株式会社
(中央三井信託銀行グループ)

ポータビリティの取扱についても、各事業所あてご依頼したとおり、再加入者に対して事業主の方々の協力をいただき説明文の交付をすることとしたことについて了承されました。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

12月の事業予定

15日 理事会の開催
中旬～ 平成18年度予算の編成

外株の見直しは運用状況次第！

年金資産運用委員会で検討を重ねています運用の効率の見直しについては、今年度の課題の一つである外株(ニッセイアセット受託のパトナム・バリューフンド)に対する結論付けが残されていましたが、11月11日の委員会にて同ファンドの今後の運用状況を見ることとし、当面の見直しを保留しました。

大和総研の同ファンドの格付け(定性評価)B⇒C

パトナム・バリューフンドは、運用実績が低迷していましたが、今年度に入り好調化し、MSCIやバリューフンドのベンチマークを上回り、超過収益を得られるようになったことが主な保留要因といえます。

ただ、大和総研においては同ファンドの定性評価をBからC(見直し)へと格下げしています。

大和総研から第2四半期の運用状況報告を聴取

委員会では、外株の見直しの結論付けにあたり、大和総研から当基金の第2四半期における資産全体の運用状況や各ファンドの運用評価などにつき聴取が行われ、パトナム・バリューフンドの見直しについて「早期見直しの必要がないものの、マネージャー・ストラクチャー変更の際に入れ替え検討が望ましい」との大和総研意見がありました。

また、資産運用環境の見直しについて、大和総研・資産運用評価本部長の飛田公治氏から説明を受けました。

大和総研意見や市場環境見直しを聴取

退職金支給規程の変更

保養所閉鎖の検討の中での意見(基金の都合による退職に対する退職金の割増)などをも踏まえ、職員の退職金支給規程の変更について提案・審議され、同規程の全面変更が了承されました。

変更内容の主な点は、①職制別・年数別の固定的支給額から給与に比例した支給額とする、②基金の都合による退職については1.5の範囲の割増を行うとなっています。

なお、変更にあたっては、自己都合退職の場合の減額率の拡大や長期勤務加算の不採用などにより、支給水準を5～10%程度引下げものとなっています。

運用の見直し・退職金支給規程の変更は12月の理事会において決定予定です

基金用語

【MSCI】

「MSCI」は、MSCI世界株式インデックス(「MSCI-Kokusai」)を略したものです。

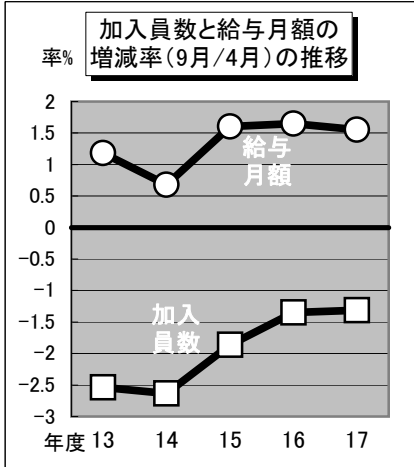
このMSCIは外国株式におけるベンチマークであり、外国株式のパフォーマンスを測定する上で基準となる指標として一般的に用いられています。

ベンチマークは、一般的には市場インデックスが用いられていますが、外国では独自のベンチマークが用いられることがあります。

なお、国内株式における運用面でのベンチマークは「TOPIX」が一般的に用いられています。

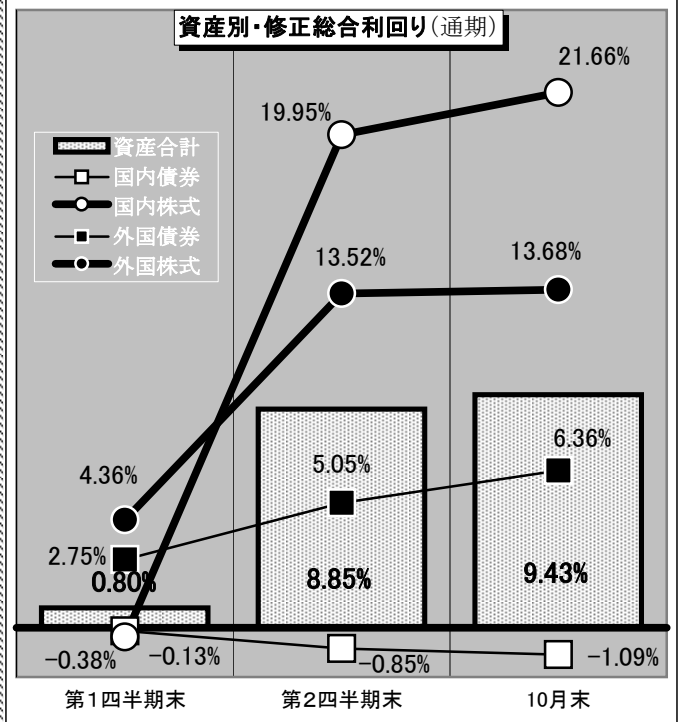
主要事項の現況 ①適用状況

年金資産の運用状況・速報 <平成17年度>



加入員数の現況
加入員数は減少傾向にありますが、16・17年度では減少率が小さくなり、減少傾向がやわらいでいます。

給与月額の現況
加入員の平均給与月額は、一時減少状況にもありましたが、ここ数年は増加傾向が窺えます。15年度以降は1.6%前後の増加状況となっています。



「指定基金」として20基金が指定される

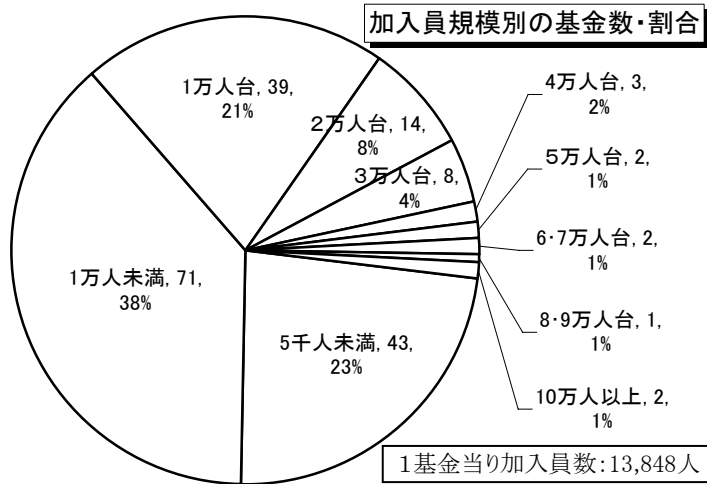
平成17年度から実施された「指定基金」制度は、年金資産の積立水準が基準値を下回る基金に対して、厚生労働省が改善に向けた指導などを行うものです。この初年度における厚生労働大臣の指定が先般行われ、全国で20基金が指定されました。20の指定基金のうち、設立形態別では総合が18基金、連合が2基金となっています。都道府県別では東京都と兵庫県所在の基金がそれぞれ4基金、神奈川県・愛知県・福岡県がそれぞれ2基金などとなっていますが、大阪府における指定基金は0となっています。東京都所在の中には墨東地区からも1基金が指定されています。また、業種別では、乗用自動車やトラック運輸関係が計8基金と4割を占め、その他、繊維関係が3基金、印刷関係が2基金などとなっています。

基金関連・動向と状況

東総基(東京都総合厚生年金基金協議会)は、このほど傘下185基金の平成16年度決算結果の概要を取りまとめました。この概要は、掛金率の状況と成熟度の状況が中心となっています。

給与月額	基金数	割合
20~24	10	5.4%
25~29	38	20.5%
30~34	85	45.9%
35~39	35	18.9%
40~44	14	7.6%
45~49	2	1.1%
50~	1	0.5%
平均	327,796円	

注) 給与月額の単位: 万円



東総基・平成16年度決算概要をまとめる

基金の事業基盤である加入員数は、基金数の減少に伴い対前年度比10万人の減となっていますが、1基金当りの加入員数は100人の減に止まり、13,848人となっています。しかし、加入員規模別にみる1万人未満の基金数は61%に及び、また、基金の平均給与月額についても、全基金平均では327,796円となっていますが、30万円未満の基金が全体の四分の一強(25.9%)を占めるなど、必ずしも基盤が強いといった状況ではないことが窺えます。

掛金率	代行型	加算型
単位: %	件数	割合
100以上		3 1.9
80~99		3 1.9
75~79		5 3.2
70~74	1 5.9	4 2.5
65~69	1 5.9	6 3.8
60~64	3 17.6	8 5.1
55~59	2 11.8	19 12.0
50~54	3 17.6	51 32.3
45~49	4 23.5	27 17.1
40~44		21 13.3
35~39	2 11.8	10 6.3
30~34	1 5.9	1 0.1
平均	53.0%	54.1%

注) 加算型に変則掛金設定7基金あり

掛金種別	平均掛金率	設定基金数	当基金の状況
	%		掛金率 比較
基本標準掛金	37.77%	17(37.8%)	35% -2.77%
基本特別掛金	12.44%	14(15.1%)	14% 1.56%
特別掛金	0.53%	2(4.5%)	— -0.53%
福祉施設掛金	0.12%	2(1.0%)	— -0.12%
事務費掛金	2.16%	17(2.2%)	3% 0.84%
合計	53.01%		52% -1.01%

注) ()内は設定基金平均の掛金率です

成熟度 %	代行型	加算型
~19		7
20~39		25
40~59	2	35
60~79	5	27
80~99	1	27
100~119	4	14
120~139	1	17
140~159	1	9
160~179	1	53
180~199	1	4
200~	1	0
平均成熟度	108.4%	81.5%

注) 成熟度=給付費/掛金収入

各基金における掛金率(全種別合計)は、137.5%から34%までと上下で100%以上の差があり、財政や体質・給付設計などに関する格差が窺えます。代行型基金の平均掛金率は53%ですが、個別には同様に上下で2倍以上の差があり、ほとんどの基金が特別掛金率を設定しており、その率は13%にも及んでいます。また、代行型基金の設立は古く成熟度は高騰化し、半数以上の基金の給付費は掛金収入を上回り、厳しい財政状況にあります。

代行型基金は昭和53年度以前設立加算型基金は、大半がそれ以降設立